

熱中症を防ぎましょう

毎年7月から8月にかけて屋外作業を中心に熱中症が多発し、予防対策の充実が求められます。

熱中症の発生については、高温環境下での作業の危険性について認識の無いまま作業が行われていることにその根本的な原因があり、具体的には

- ・適切な休憩時間がとられていない。
- ・水分・塩分等の補給が適時行われていない。
- ・作業者の健康状態が把握されていない。

によるものが多い状況です。

事業者及び労働者に熱中症の予防に対する基本的な知識を持っていただき、熱中症予防対策を徹底されるようお願いします。

防 止 対 策

1 作業環境について

- ① 日よけや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- ② 水分や塩分を補給できるように、作業場所にスポーツドリンク等を備え付けたり、氷や冷たいおしぼりにより身体を適度に冷やせるようにする。
- ③ 作業場所に温度計や湿度計を設置し、作業中の温度や湿度の変化が判るようにする。
- ④ 日陰などの涼しい場所に休憩場所を確保する。

2 作業管理について

- ① 気温条件、作業内容、労働者の健康状態等を考慮して、十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- ② 作業服は吸湿性、通気性の良いものとし、通気性の良い帽子を着用させる。

3 健康管理について

- ① 健康診断結果により、労働者の健康状態をあらかじめ把握しておく。
- ② 毎日の作業開始前に健康状態を確認するとともに、作業中も巡視などにより健康状態を把握する。
- ③ 労働者に対し、水分や塩分の補給など必要な指導を行う。

4 労働衛生教育について

労働者および作業管理者に対し、あらかじめ、

- ・熱中症の症状
- ・熱中症の予防方法



・緊急時の救急措置

・熱中症の事例

について労働衛生教育を行う。

5 救急措置などについて

- ① あらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておく。また、作業場所の近くの病院や診療所の場所、連絡先を把握しておく。
- ② 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、涼しいところで身体を冷やし、水分、塩分の補給を行う。ためらわずに病院に連れて行き、医師の診断を受けさせる。

——熱中症による死亡災害発生状況（全国）——

1 熱中症による死亡者数の推移（平成6～15年分）

・平成6年及び7年の猛暑に20名以上の死亡災害が発生し、その後3年程は10名前後で推移し、平成11年からは、毎年20名前後の死亡災害が発生しています。

年（平成）	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
発生件数	20	24	9	15	10	20	18	24	22	17

2 月別被災状況（平成13～15年分）

・月別の被災状況を見ると、例年7月、8月に集中しています。

月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成13年	1	0	16	6	1	24
平成14年	0	0	10	12	0	22
平成15年	0	2	4	8	3	17
計	1	2	30	26	4	63



＊ さらに詳しい統計資料は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でご覧頂けます。

——青森県内における熱中症の発生状況——

青森県内においては、過去5年間、死亡災害の発生はありませんが、製造工場や建設工事現場等において、作業中身体の不調を訴え、病院等において治療を受けるという災害は、毎年のように発生しています。特に7月から9月にかけては気温が高くなることもあり、十分な注意が必要です。

二次健康診断等給付について

労災保険制度において、新しい保険給付が始まっています。

近年、定期健康診断による有所見率が増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます）を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。

このような脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題になっています。

一方で、脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が効果的であるとされています。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導を受診者の負担なく受けることができる制度です。

二次健康診断等給付の概要

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます）において、「過労死」等に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付します。

二次健康診断等給付を受けるための要件

二次健康診断等給付は一次健康診断の結果において、

- ①血圧の測定
- ②血中脂質検査
- ③血糖検査
- ④BMI（肥満度の測定）

のすべての検査について異常の所見があると診断された場合に受けることができます。ただし、労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

なお、一次健康診断の担当医師により、①から④の項目において異常なしとの所見と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。

また、二次健康診断給付を受けられるのは、一次健康診断を受診した日から3ヶ月以内で、1年度に1回のみです。

二次健康診断等給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導が給付されます。それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

- ・空腹時血中脂質検査
- ・空腹時の血中グルコース量の検査（空腹時血糖値検査）
- ・ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断において行った場合を除きます）
- ・負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- ・頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- ・微量アルブミン尿検査（一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性（±）又は弱陽性（+）である方に限ります）

特定保健指導

- ・栄養指導
- ・運動指導
- ・生活指導

※ 二次健康診断等給付の請求方法等の詳細については、青森労働局もしくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

二次健康診断等給付機関

二次健康診断等給付は、労災保険二次健康診断等指定医療機関で受けることができます。平成16年6月1日現在の指定医療機関は次のとおりです（50音順）。

医療機関の名称	所在地	電話番号	
独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院	八戸市白根町字南ヶ丘1	0178-33-1551	
青森保健生活協同組合	あおもり協立病院	青森市大野字前田103-2	017-729-3251
医療法人	いしだ医院	青森市花園2-43-26	017-744-3300
医療法人聖誠会	石沢内科胃腸科	弘前市新町151	0172-34-3252
	川口内科	青森市浦町字奥野428	017-739-7735
	工藤内科クリニック	青森市石江字江渡52-176	017-766-9107
	倉田医院	弘前市元寺町18	0172-37-3411
津軽保健生活協同組合	健生病院	弘前市野田2-2-1	0172-32-1171
津軽保健生活協同組合	健生五所川原診療所	五所川原市一ツ谷157-1	0173-35-9693
医療法人回生会	近藤病院	青森市松原3-13-21	017-734-3541
医療法人弘愛会	弘愛会病院	弘前市宮川3-1-4	0172-33-2871
	小松内科医院	三戸郡階上町道仏字天当平1-189	0178-88-5515
	佐藤病院	青森市青柳2-1-12	017-722-4802
	斉藤内科小児科医院	青森市青柳2-5-3	017-777-3818
	斎藤外科内科	弘前市元大工町26	0172-33-3110
医療法人明友会	嶋中内科循環器科	青森市青柳2-9-38	017-775-2111
医療法人サンメディコ	下田クリニック	弘前市城東中央4-1-3	0172-27-2002
	清水クリニック	五所川原市鎌谷町103-1	0173-35-3663
医療法人	清瀬会クリニック	十和田市東十一番町7-25	0176-25-3300
	そうまクリニック	弘前市八幡町2-8-4	0172-32-2222
医療法人祐泰会	武山循環器科内科	青森市勝田2-9-13	017-734-0111
	権市外科	八戸市小中野1-3-21	0178-43-1215
医療法人社団良風会	ちびき病院	上北郡東北町石坂32-4	0175-64-5100
	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121
医療法人赤心会	十和田東病院	十和田市三本木字里の沢1-247	0176-22-5252
医療法人泰豊会	十和田外科	十和田市穂笠町1-5	0176-22-5151
	中村胃腸科外科医院	青森市長島3-12-12	017-776-4780
	八戸赤十字病院	八戸市田面木字中明戸2	0178-27-3111
医療法人	八戸泌尿器科医院	八戸市城下1-10-5	0178-45-8772
財団法人	八戸西健診プラザ	八戸市長苗代字中坪74-1	0178-21-1717
財団法人	八戸市総合健診センター	八戸市青葉2-17-4	0178-45-9131
	弘前市立病院	弘前市大町3-8-1	0172-34-3211
財団法人秀芳園	弘前中央病院	弘前市吉野町3-1	0172-36-7111
平賀町国民健康保険	平賀病院	南津軽郡平賀町柏木字藤山47-1	0172-44-3101
医療法人康知会	ヒロサキメディカルセンター	弘前市大町2-2-9	0172-35-1511
医療法人元秀会	弘前小野病院	弘前市和泉2-10-1	0172-27-1431
医療法人	古川泌尿器科	黒石市旭町9-12	0172-53-6565
医療法人瑞穂会	古町医院	八戸市吹上2-14-28	0178-22-5945
医療法人済生堂	増田病院	五所川原市新町41	0173-34-2727
	三上医院	むつ市権町1-8-22	0175-22-1011
医療法人三良会	村上新町病院	青森市新町2-1-13	017-723-1111
	森クリニック	青森市緑2-8-7	017-776-6299
財団法人	黎明郷リハビリテーション病院	南津軽郡碓氷町関村字湯向川30	0172-45-2231
	六戸町国民健康保険病院	上北郡六戸町大落瀬字後田42-1	0176-55-3121
	和田クリニック	青森市横本2-14-6	017-775-1300